

武蔵野市立自然の村条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立自然の村条例の一部を改正する条例

武蔵野市立自然の村条例（昭和59年7月武蔵野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 自然の村の使用料の減額又は免除に関する業務</u></p> <p><u>(3)から(9)まで</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で自然の村を使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 <u>指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、第7条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)から(8)まで</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業<u>(指定管理者が行う事業にあつては、市長が認めるものに限る。)</u>で自然の村を使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 <u>市長は、公益上特に必要があると認めるときは、第7条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>号の削除</p> <p>号の繰上げ</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定管理者が行うことができる業務を変更するほか、所要の改正をするものである。